

第5回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成26年11月12日（水）午後6時30分～8時30分
2. 会場 防府市役所 4号館3階 1号会議室
3. 出席委員 9人（欠席：1人）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

●事務局

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので、第5回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」を開催させていただきます。

はじめに、資料の確認をいたします。今回の資料は、事前に送付させていただいた「防府市参画及び協働の推進に関する意見書（案）」と本日配布させていただいた「補助金・交付金等に関する解説」の2つです。

●委員長

こんばんは。この協議会も、今年の3月に第1回を行い、今回で5回目となります。8ヶ月かけて皆様に大変熱心な議論をいただいた内容について、事務局にまとめていただきました。今回はこの「防府市参画及び協働の推進に関する意見書（案）」の内容について確認する作業を行うこととなります。本日も活発な議論をお願いします。

それでは、まずは事務局の方から簡単に内容説明をいただきたいと思います。内容としては「1 はじめに」、「2 参画の手法の実施状況」、「3 協働の推進に関する基本的事項」がありますので、それぞれ分けて意見交換をしていければ良いかと思います。「1 はじめに」については空白になっていますが、そのことについて事務局からご説明ください。

●事務局

「1 はじめに」については、空白で出していますが、この部分は意見書の導入部分であり、総括部分でもありますので、事務局で案を作成するのではなく、委員のどなたかに考えていただければと考えています。委員の皆様のご了解がいただけるようでしたら、委員長にお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

全委員、了承。

●委員長

委員の皆様のご意向に沿うような文章の作成をしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、「2 参画の手法の実施状況」に移りたいと思います。この協議会は（参画と協働の）大き

く2つのテーマで議論してきましたが、まずはこの「2 参画の手法の実施状況」というところについて、事務局から簡潔にご説明ください。

●事務局

意見書については、基本的には今までいただいた様々な意見を集約し、つなげた内容としています。参画の手法については、大きく分けて「(1) 参画の実施状況全般について」、「(2) パブリックコメント」、「(3) 審議会等」の3つに分けて記載しています。

「(1) 参画の実施状況全般について」は【参画の機会の確保】、【参画の手法の実施に関する事項の公表】の2つに細かく分けて記載させていただきました。

【参画の機会の確保】については、〔表1〕に実施状況の調査を行った結果を抜粋して記載しています。この表から読み取れる内容に加え、更なる参画の推進のために、条例に規定された要件に満たない案件でも市民等の関心度に応じて参画の手法を実施することや、関係の深い団体への意見聴取の有効な方法としてアンケートの積極的な実施を求める意見、ガイドラインを設けることで全体の水準が上がるのではないかとといった意見が出ましたので、これらを記載しています。

次に、【参画の手法の実施に関する事項の公表】ですが、こちらについては、取り組みの強化が必要という意見が多くありました。市民等に分かりやすい情報発信をすることや、市内部で横断的に情報発信に取り組むこと、また、市民等の意識の向上も必要で、それを促すような情報提供を行っていくべきだという意見を記載しています。

「(2) パブリックコメント」については、意見の提出数が非常に少ない状況です。この状況を受けて、市民等への周知の仕方や、意見の項目設定の仕方に工夫が必要という意見のほか、パブリックコメントの前に行った参画手法の結果の公表や、意見提出者への受付の通知等といった市民等の関心をつなぎとめるための工夫が必要という意見を記載しています。

「(3) 審議会等」については【委員の選任状況】、【会議の公開及び会議録の公表】の2つに分けて記載しています。

【委員の選任状況】については公募による委員のいる審議会等の割合は年々増加しているという状況があります。しかし、団体からの推薦による委員については、同じ方が長年に渡って、中にはたくさんの委員を兼ねていただいている状況があるということで、このあたりを改善する工夫が必要という意見をいただきました。また、会議に出られた市民の方からも新たな市民の方を取り込んでいくような工夫があれば良いという意見をいただき、記載しています。女性委員の割合については、一律に30%を目標とするのではなく、重点的に比率を高めるような工夫が必要という意見がありました。そのほか、女性が出席しやすい環境を整えることや、各団体の中でも様々な役職への女性の進出が必要といった意見について記載しています。

【会議の公表及び会議録の公表】については、〔表4〕を見ていただくと全ての項目で増加傾向ではあるのですが、会議録の公表については低い水準にあります。また、審議会等については、関心があっても時間的な都合で来られない方もおられるので、積極的に公表すべきとの意見をいただきましたので記載しています。

簡単にではございますが、「2 参画の手法の実施状況」についてはこのように意見をまとめさせていただいています。

●委員長

ありがとうございました。「2 参画の手法の実施状況」についてご説明いただいたところですが、この内容について意見がありましたらお願いします。

●A委員

3ページの【委員の選任状況】の3行目「同じ方が複数の委員を長期にわたって続けている審議会等も見受けられます。」というところですが、「長期にわたって」というところが気になります。ひとつの審議会に長期に在任することはやむを得ないのではないのでしょうか。審議会が続く限り、途中で代わる必要はないと思います。

●委員長

「長期にわたって」というところが何を受けているかということもあります。同じ方が複数の委員を次々と受けてその方が何らかの委員をずっと続けているという意味での「長期にわたって」かもしれません。

●A委員

私は、ある審議会に長期間在任しているというように受け取りました。「同じ方が複数の委員に就任しているケースも見受けられる」という表現で良いのではないかと思います。

●委員長

「長期にわたって」という表現を加えた方が良いとすると、どういった理由が考えられますか。基本的には各審議会等に任期が設定されていますから、その任期が長ければ長く、短ければ短く務めることになります。複数兼ねることがなければ、審議会をまたがっての「長期にわたって」とはならないはずで。この文章について、他の委員さんはどのように受け取られましたか。

●B委員

長期にわたって委員を続けると、考え方が固まってしまい、慣れでやっていくケースが出てくるのではないのでしょうか。何事でも、長年続けていくと新しい考え方、新しい発想が出てこないということがあります。審議会の規則がどのようになっているかにもよりますが、定期的に新しい考え方を入れていくためには「長期にわたって」という表現はあった方が良いと思います。

●C委員

受け取り方はたくさんあると思いますが、「複数の委員を」というところについては、ある方が複数の委員を渡って行って長期間委員をするのか、複数の委員会に同時に所属するのか分かりにくい面があると思います。「長期にわたって」ということに関しては任期を終えた後に、団体の代表などは継続して依頼されることもあります。

●委員長

複数の審議会に所属しているということと、長期にわたって委員をしているということは基本的に別の問題として、それを両方入れるのであれば、区別して表現しないといけないということですね。具体的には、「複数の委員を兼務しているケースや、同じ方が長期にわたって在任しているケースが見受けられる。」というような形でしょうか。分けて表現するという点に関して、A委員さんはどのように考えられますか。

●A委員

どちらが悪いと考えるかです。ひとつの審議会は短いけれども、常にどこかの審議会に属しているということについては、良し悪しの判断がつきかねるところですが、ひとつの審議会に長期間在任することについては問題ないと私は考えています。

永続的にあるような審議会としては、例えば都市計画審議会などが考えられます。これらは、ある程度の専門性や長期的な展望が求められますので、こういったところでは頻繁に委員が代わる必要はないと思います。また、団体の代表などで出られる場合はそのポスト（役職）に就いている期間が長ければ必然的に長く（審議会にも）在任することになりますから、あえて記載しなくても良いように感じます。

●委員長

他の委員の意見はいかがでしょうか。

●D委員

防府市の長期計画なので委員も長期間変わらないということでは、新しい考え方が入ってこなくなります。広く市民の意見を聞くという参画の精神を考えると、あまりに長い期間在任ということは良くないと考えます。

●委員長

あまり頻繁に委員が代わることも継続性の面で問題がありますが、長すぎてもよくないというバランスの問題がありますね。

●B委員

それともうひとつは専門性ですね。新たな人材を探すこともひとつの仕事ではありますが、専門的な内容で、他に適任者がいなければ長期にわたることもやむを得ません。専門性や特殊性などによって、新たな風を吹き込むことが必要な部分と、方向性を保っていくことが必要な部分とがあると思います。そういう意味では、ここに（長期にわたってという内容を）記載することは悪いことではないと思います。

●C委員

B委員のおっしゃるように、新たな風を吹き込むという意味で代わられる委員もおられて、長期に在任される委員もおられるというのであれば、やはりこの部分（「複数の委員」と「長期にわたって」の部

分)は別々に分けて記載した方が良いと思います。

●B委員

(審議会の兼務や、在任期間が長期にわたるといふ)実績があるからこのような表現が出たのではないのでしょうか。それを防ぐという意味で、ここに改めて記載しておいたほうが良いと思います。2つに分けて入れれば問題はないと思います。

●委員長

(今の表現であれば)後段の代表者以外でも良いのではないかとこのところにつながってはいますが、ここでは、団体からの推薦の欠点としてこういったことが起こりやすいというような表現になっていることも意識しないといけません。

●C委員

新しい風を吹き込ませるといふことを今後目指すのであれば、表現を見直したほうが良いと思います。この表現では、同じ方が複数の審議会に長期にわたって在任している、という誤解を与えるかもしれません。

●B委員

審議会の委員の任期等については決まったものがありますか。

●事務局

委員の任期については、「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱」で原則2年と定めています。ただし、専門性や長期的な視点が必要な場合もありますので、最長で10年と規定しています。

●委員長

最長10年という規定があるそうですが、それを踏まえたうえで改めてここに「長期にわたって」という内容を入れるかどうかですが、いかがでしょうか。

●D委員

最長10年というのはどのように決まっているのでしょうか。10年というのは少し長いように感じます。

●事務局

10年というのは、再任を重ねてという意味です。(原則2年を超えない任期を終えて)継続して審議が必要な場合に再任をすることは妨げません。しかし、それでも10年を超えることがないようにするというように規定されています。

●副委員長

この部分の記載というのは、団体からの推薦で代表者ばかりが選出されるという意見がこの協議会で出て、それに対するものとして書いていただいたということですね。そうすると、どのような趣旨を入れたいかによって表現は変わってくると思います。

1人の方がたくさんの方をやるのではなく、たくさんの方が参加するという点と、その一方で専門性であるとか、長期的な視野の面で市民の方が長く係わっていくことが大事ではないかという点、その2点を入れるかどうかだと思います。その2点を入れることについて皆様のご了解がいただけるかをまず確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

また、ここでは「団体からの推薦」が強調されているように感じられます。特に団体からの推薦には非常に問題があると受け取られないか不安がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

●委員長

(現状では)同じ方が複数の委員を続けている例も見られますが、(今後は)出来るだけ多くの人に参加していただいた方が良いという内容ですので、「団体からの推薦」という言葉はなくても、文章としては通りますが、どうでしょうか。

●A委員

実際に、市の条例で団体の長が委員となっているものは在任期間が長期にわたることもあります。結果として団体からの推薦の委員だけ在任期間が長くなって良いのかという議論もあるかもしれませんが、10年という上限が既にあるのであれば、あえて記載しなくても良いのではないかと思います。

複数の委員を兼ねているということについては、多くの方に参画してもらうという面からも問題だと思います。

●C委員

団体から出ているからというわけではないのですが、最近はこのように方に委員を委嘱したいということで、市から話がある場合もあります。

●委員長

つまり、団体からいつも代表者が出るのではなくて、検討して委員を選ぶケースもあるということですね。

●C委員

そうです。市役所の部署によっても違うのかもしれませんが、審議会の内容によって推薦依頼の内容も変わる場合も出てきています。

●委員長

これまでの議論の中で、皆様既にお分かりのように、なぜ団体からの推薦のときに代表者が出てくるかということ、組織の決定権を強くお持ちだからということですね。決定権のない方が団体の代表として

やってくる場合、そこでの意見は団体を代表する意見としてではなく、(団体から選出された委員には)会議の内容を持ち帰って団体に方向性を伝えるという役割を期待されているわけです。

●C委員

審議会の中でも種類があって、内容によって代表者が行く場合もあれば、そうでない場合もあります。

●D委員

要するに、「複数の委員を長期にわたって」という部分は)審議会の委員をあまり固定化しないということをお願いわけですから、2つに分けて記載すれば良いと思います。その方が、市で委員を選任する際にも分かりやすいと思います。

●E委員

市で委員を選任する際に、他の審議会に参加されているかということについては各課で把握しておられますか。

●事務局

市で委員を選任する際には、選任状況を確認して行います。どのような審議会に在任しているかは庁内で一覧を共有しています。

●E委員

私は、A委員と同じ意見です。やはり専門性は重要で、審議会などでは任期が延びるケースはこれまでもあったと思います。男女共同参画という面では、各事務局のほうで促す取り組みをされているので、(委員を兼務することや委員の任期が長期にわたることを問題点として)意見書の中に盛り込んだほうが市も動きやすいという意見も分かりますが、強制力を持たせることにも問題があると思います。

例えば、(専門的な知見を持つ)ある方が複数の委員を兼務されていることで、その方の専門分野に係わる審議会を外れなければならないということも考えられます。これは、団体という視点で捉えても同じで、団体の役員の方が多ければ、色々な方が発言できる経験や知識をお持ちだと思いますが、必ずしも多くはないかなと思います。

●B委員

審議会の数は80以上あるわけですが、最大でいくつくらい兼務されているのですか。

●事務局

団体の性質上、多くの審議会に関わっていただかなくてはならない団体の方で、最大で18の審議会を兼務されていたと記憶しています。

●委員長

団体の性格として多くの委員を兼任せざるを得ない状況があるということですね。

問題となるのは委員が固定化されるというところで、(審議会等は)色々な方が意見を表明できる開かれた場でないといけないということですね。

●B委員

固定化することというよりは、特定の委員が長期にわたると、他の委員が意見を言いたくとも言えない、反映できないという状況が出来ることが問題だと思います。専門性の問題もあるかもしれませんが、ある程度の世代交代は必要ではないでしょうか。

●委員長

この表現は少し厳しすぎるので、もう少し変えないといけません、「長期にわたって」のところを入れるとするならば、例えば「適任者が他にもいるにもかかわらず」という内容を入れることが考えられます。

審議会等の機能を考えたときに、適任者が他にいないのであれば、そこまで否定してしまうと本末転倒になってしまいます。しかし、特段の理由もなく惰性で長期にわたって在任しているということではいけません。文章としては「専門性や長期的な視点から適任者が他に居ない場合は長期にわたるケースもあるが、必ずしもそうではない場合で長期にわたって委員を続けている」というような表現になるでしょうか。

それでは、「2 参画の手法の実施状況」のところでは他に気になることはありませんか。

●A委員

【委員の選任状況】のところでは、語尾が「必要です」となっています。しかし、【会議の公開及び会議録の公表】のところでは「望みます」となっています。特別な意図がないのであれば合わせた方が良いのではないかと思います。

●D委員

私も同じように感じました。他の箇所でも、【参画の機会の確保】の最後のところで「上がるのではないかと考えます」とありますが、我々は意見を出すわけですから、言い切る表現で良いと思います。

●委員長

確かに「考えます」、「期待します」、「必要です」などと語尾は分かれていますね。一般的な文章では同じ表現を避けて印象を変えたりもしますが、意見書では同一の表現の方が良いのかもしれませんが。

●A委員

「望みます」だと少し弱い感じがします。

●委員長

「必要です」だと確かに強い感じはしますね。統一できるところは「必要です」に統一しましょうか。「必要です」という表現についてはこの意見書で適切か、委員の皆様の見解はいかがですか。

他に「必要だと考えます」という表現などもありますが、「必要です」と言い切るというかたちでよろしいですか。

特に意見がないようですので、なるべく統一するというかたちにしたいと思います。

●D委員

【参画の機会の確保】のところに「アンケートの積極的な実施などを期待します」とありますが、アンケートを実施して適切に処理していくという点で、「活用を図る」というような表現が良いと思います。

●委員長

アンケートをして終わりではなく、そのデータをどう活かすかが大切ということですね。「アンケートの積極的な実施などを期待します」については「アンケートの積極的な活用などを期待します」とします。そのうえで、語尾については他の箇所と統一を図るということで、事務局のほうで調整をお願いします。「必要です」というかたちでよろしいですかね。

●A委員

表現自体は「必要と考えます」くらいが良いのかもしれませんが、表現を変えると意図があるように感じます。

●委員長

何らかの意図があるのであれば良いのですが、そうでないところはいずれかの表現に統一することをお願いします。

それでは、「2 参画の手法の実施状況」についてはよろしいですか。

●B委員

1点、質問なのですが、〔表3〕、〔表4〕の平成25年度の数値は「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が制定された後の数字と捉えてよろしいですか。

●事務局

平成25年4月～平成26年3月までの数値ですので、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が制定された後の数字と捉えていただいて構いません。

●委員長

〔表3〕では公募委員のいる審議会等の割合であるとか、〔表4〕では会議録を公表した審議会等の割合が増えていることが読み取れますね。

●B委員

そういう意味では、少し反映されている部分があると考えて良いわけですね。

●委員長

それでは、「3 協働の推進に関する基本的事項」に入ります。5 ページから 8 ページまでありますが、また事務局から簡単にご説明をお願いします。

●事務局

「3 協働の推進に関する基本的事項」ですが、協働については過去から自然発生的に行われてきた取組みがたくさんあります。しかし、協働の捉え方が明確ではなく、その効果が十分に発揮されていない部分があります。そこで、今後協働を推進していくうえでの共通認識を図るべきということでご意見をいただきました。その内容について「(1) 協働の領域、形態」、「(2) 協働の基本原則」の 2 つに分けて記載しています。

「(1) 協働の領域、形態」については、まずは【協働の領域】というところです。協働の捉え方については、委員の中でもそれぞれの認識がありまして、様々な意見をいただきました。しかし、今後協働を進めるうえでの共通認識ということで〔図 1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕、〔図 2 協働の対象となる公共の範囲〕を用いているところです。

続いて、【協働の形態】については、事務局から「委託」、「補助」、「共催」、「実行委員会」、「事業協力」、「後援」の 6 つの形態での分類を提案させていただきました。この分類については補助と助成のようにわかりにくい表現への配慮が必要という意見や、各事業が協働の領域のどのあたりに位置するか分かりにくいという意見がありましたので、記載しています。

また、前回の会議の中で補助金、助成金、交付金の違いについてお答えできませんでしたので、「補助金、交付金等に関する解説」という資料を配布しています。補助金と交付金については具体的に定義したものがありませんでしたが、助成金については明確にしたものがありませんでした。

一般的な話としては、助成金は一定の要件を満たせば基本的には受給できるとしている場合が多いようです。それに対して、補助金は予算の制限があるため、審査が厳しいというようなイメージをしています。実情としては、市として明確に違いを定めてはいませんので、ほぼ同義語として助成金という単語が用いられているのではないかと考えています。そのような状況ですので、「補助」の形態の用語解説に補助金、助成金、交付金という部分を残すのかということについても、併せて意見をいただければと思います。

続いて【委託について】のところですが、ここでは従来からのアウトソーシング（外部委託）と協働型の委託との違いを明確にしておく必要があるという意見をいただきました。そこで、本市における協働型の委託は、市民等の意見を仕様書に反映させる等、市民等の能力を活かすための手段を講じながら行う委託とし、財政効率だけを重視したものや市民等のアイデアや特性の入る余地の無いものは協働の範囲からは除くという整理の仕方でいきたいと思っております。

「(2) 協働の基本原則」については、8 つの基本原則をお示しして意見をいただきました。

8 つの基本原則については、条例の趣旨から見ても概ね適当ではあるものの、これらの基本原則に基づいた評価項目や評価基準を設定する際には、防府市の実状に合ったものを設定する必要があり、いくつか留意すべき点があります。特に、【自立化の原則】、【評価の原則】について多くの意見をいただきました。

【自立化の原則】については、大都市や先進地との違いを踏まえて防府市なりのものを検討する

必要があるという意見がありました。また、自立化に関する評価の対象となるのは市民等だけではなく、市長等が市民活動団体の育成という観点を踏まえ、どのような取組をしているかを第三者の視点からも評価する仕組みが必要という意見が出ましたので記載しています。

【評価の原則】については、最も重要なことは評価の結果から改善策を検討し、次回の協働に反映させていくことです。その点を踏まえた評価の仕組みを構築すること、また、各基本原則に対応する評価項目や評価基準を設定する際には、市民等の意見を聞きながら策定していくことが必要だということです。最後に、「経費の効率化」については基本原則としては示されていませんが、協働の意義として経費の効率化に資する面も無視することはできないので、協働という手法を選択する際や事業の評価を行う際に、経費の効率化に関する評価項目を設けることも検討してくださいということで、記載しています。

●委員長

ありがとうございました。「3 協働の推進に関する基本的事項」については「(1) 協働の領域、形態」、「(2) 協働の基本原則」と分けて説明していただきました。併せて、「補助」の形態の用語解説についての意見を求めるという話がありましたので、まずはこちらから検討していきましょう。

このまま補助金、助成金、交付金と併記するかたちで残すのか、それとも補助金等と括ってしまうのかということですね。

●B委員

実際にこの3つの名称で運用されているので、残しておいたほうが（市民目線で）分かりやすいと思います。

●C委員

現実に使われているのであれば、このままで良いのではないですか。

●委員長

（3つを併記することで）かえって混乱するであるとか、そういった不利益は考えにくいですか。

●C委員

特に（不利益は）ないような気がします。

●A委員

補助金と交付金については明確に定めがあって、団体に出すお金についても交付金、補助金がありますが、助成金というのは通称です。補助要綱や通達の中には助成金というものがあるかもしれませんが、法律には出てこないものです。

●E委員

助成金は財団などの民間組織から出るものという気がします。

●委員長

確かに多いような気がしますね。厳密に言うとそのような違いがあるようですが、これをご覧になった方が、イメージしやすいものになれば良いと思いますのですがどうでしょうか。内容の違いがあるから併記しないのか、認知度等を考慮して混乱を招かないと判断して併記するのかというところです。

●D委員

別のところで1点、よろしいですか。「3 協働の推進に関する基本的事項」の2行目に「自然発生的に行われてきた」とあります。この点は、これまで防府市のために営々と働いてきた方に対して不遜なことを言っているような気がしてなりません。ここで言いたいのは、条例が出来る前と後では（協働に対する認識や状況が）違うということですから「市民協働によって行われてきた」などと表現するのが良いのではないのでしょうか。今後、積極的に協働をするということが表現されていれば良いと思います。

●委員長

自然発生的に行われていたから協働の捉え方が不明確だったのではなく、協働の捉え方そのものの整理が出来ていなかったから明確な捉え方ができなかったということですね。この部分というのは、協働の捉え方が明確でないために効果が十分に発揮されないということにまともっていくところですが、今の意見に対して他の委員から何かありますか。

●A委員

私は特に違和感はありません。

●副委員長

効果が十分に発揮されないというマイナスから考えるよりは、先ほどの意見を踏まえて「市民協働による官民の取組みは既にたくさんあり、より効果を高めるために改めて協働を捉えなおしていく」というような表現にしてはいかがでしょうか。

●委員長

その表現であれば、これまでの取組みを活かしたうえで更に質を高めていくという内容になりますね。そのような流れで事務局の方で修正していただいでよろしいですか。

それでは、他に意見や気づき等ありましたらお願いします。

●C委員

細かいところですが、【協働の領域】の1行目「市民の幸福のために」とありますが、「市民の幸せのために」と記載すると表現がやわらかくなると思います。

●委員長

言葉の感じ方、受け取り方のところになりますが「市民の幸福のために」と「市民の幸せのために」ですね。行政の方では一般的に幸福という言葉が使われますか。それとも、ここでは少し表現を考えら

れたのですか。

●A委員

難しく言えば「公共の福祉」ですが、そう表現すると「福祉」を別の意味に捉えられる可能性がある
ので読み替えたのではないかと思います。

●委員長

(幸せという表現について反対する意見もないようなので) 幸せというかたちで行きましょうか。
さて、他に意見がありましたらお願いします。

●B委員

〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕、〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕とで、図
がずれているので、見にくいと感じました。

ここで言いたいことは、〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕と〔図2 協働の対象とな
る公共の範囲〕がどのように重なって読めるかということだと思いますが、このままでは表現できてい
ないように感じました。

●委員長

上下の図を合わせようとする、下の図を短くしないとイケませんね。

●B委員

実際には、新たに公共の範囲が広がったわけですが、その広がった部分が上の図と照らし合わせたと
きに、どこに対応するのかが読み取れません。

●委員長

どのようにすれば上下の図で対応するように作れるかという課題もありますね。

●B委員

この部分が新たに広がった公共の範囲で、主体はどちらで、ということが一目瞭然に照らし合わせら
れるようになれば分かりやすいと思います。

●委員長

ご指摘の内容は分かりますが、具体的にどうすればいいかというところが難しいですね。

●C委員

〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕で言うと、〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕
の内容は真ん中の3つだけですから、比較は難しい気がします。

●委員長

〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕は市民等と市長等という2つの主体の話ですが、〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕は主体の話ではなく、領域の話です。それを上手にリンクさせることが出来るかは難しいところです。

●B委員

新たな公共の分野で主体となるのは、市民等だけでも市長等でもないわけですから、そこに何らかの表現を加えて図示すれば、非常に分かりやすくなると思います。今の表現では、それぞれの協働事業が公共の範囲のどこにあたり、協働の領域のどこにあたるかが少し分かりにくいように思います。

●C委員

この〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕の図は以前のものとは少し違いますね。

●事務局

左右を反転させています。

●C委員

以前の図の方が見やすいように思います。新しい公共の範囲が広がっているということは、左側より右側にあった方が、一見して分かりやすいのではないのでしょうか。

●委員長

事務局では、どのような意図があって反転させたのですか。

●事務局

（2つの図を対応させようと考えたときに）当初、〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕をお示ししていただきましたので、〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕を反転させることで市長等主体と行政を右側に揃えました。右側に伸びていくほうが分かりやすいということであれば、そのようにするのもひとつの方法ですが、ここでは一旦、「防府市参画及び協働の推進に関する条例<解説>」に記載されている〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕を基準とさせていただきました。

●委員長

そういう意味では、2つの図を対応させようという努力の結果ということですね。

そのために〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕の左を〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕の市民等と行政との協働の領域の部分に揃えてあるわけですね。そうすると、形としては少しずれたように見えますが、それはそれでよろしいですか。

●C委員

色が段々薄くなっていくのは、行政が外れていきますよという意味合いで付けているわけですね。

● F 委員

そうすると反転させる前の方が良いような気がします。

● 委員長

一般的には右側が薄くなる場合が多いので、確かに収まりが良くないという気はしますが、趣旨は理解できましたね。後はもう少し見やすい形はないか（事務局で）ご検討いただくということよろしいですか。

● A 委員

私は（左右については）それほど違和感がないのですが、〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕の破線の位置が気になります。破線で区切っている全体の割合には、裏付けがあるのですか。「これまで行政が担ってきた分野で、協働することでより良い市民サービスが提供できる分野」のところがやや少なすぎるように思います。

● 委員長

この破線が事業全体の割合を示すとすればということですね。しかし、〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕と照らして考えると、中心に揃えてあるように見えます。（事務局としては）割合のことは特に意図されたわけではないですよ。

● C 委員

〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕の右が長すぎるので、〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕に揃えて短くすれば少し良くなると思います。

● A 委員

そうすると、市の専権事項は、協働とは馴染まないものですから、右側は〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕の市長等主体の部分を除いた部分に揃えないといけません。

● 委員長

〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕は非常に小さくなってしまいますね。

● B 委員

右側に出た部分の解釈を一生懸命するよりは、短くした方が良いと思います。

● A 委員

極論すれば、〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕は無くても構いません。

● 副委員長

〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕の3つの部分から拡大線を引いて〔図2 協働の

対象となる公共の範囲] へつないではどうでしょうか。

●委員長

2つの図の対照関係も見えつつ、ずれているような印象もなくなりますので、それが良いかもしれませんね。

●A委員

そのうえで、行政が担ってきた部分についても、これから協働が広がっていかねばならないわけですから〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕の破線で区切られた部分についても、もう少し大きくした方が良いでしょう。今の図では、協働する部分はこれだけしかない、と感じてしまうかもしれません。

●B委員

この部分は、【第3回会議 資料2】の協働による事業一覧の各事業についてどれに該当するかが見えるかどうか、あるいは図のこの部分は何年度に何件あったというように数値として表現されていれば非常に分かりやすいと思います。

●委員長

実績として表示ということですね。この部分については〔図1 事業へのかかわり方で捉えた協働の領域〕の3つの部分から拡大線を引いて〔図2 協働の対象となる公共の範囲〕へつなぐということでもよろしいですか。よろしければ事務局の方で修正をお願いします。

では、続けて意見ををお願いします。

●D委員

言葉の使い方ですが、6ページ【協働の形態】の4行目に「表現等に対する配慮」とありますが、「表現等に対する解説」としてはどうでしょうか。

●A委員

表現等に対する配慮のひとつとして解説があると思いますので、配慮の方が次の文章へつながると思います。

●委員長

この部分は、「市民等が協働による関わりを容易に認識できるようにすることが必要です」という部分につなぐための例示ですから、もう少しコンパクト（簡潔）でも良いように感じます。わかりにくいポイントとして、用語についての例示と、事業の位置付けについての例示をしているということですが、大事なのは最後の部分なのでもう少しコンパクト（簡潔）にまとめていただければと思います。

その他、意見はありませんか。

●A委員

8ページの最後のところですが、「設けることも検討してください」とありますが、こちらについてもこれまでと同様に語尾の統一をお願いします。

●委員長

例えば、「設けることも必要です」であるとか「設けることも必要と考える」などで良いということですね。内容について、「経費の効率化」が入ってくることには問題ないですか。

●A委員

問題ないと思います。

●D委員

〔表6〕の評価の原則のところ、一番大事なのは監督部署がきちんと評価をするということに加えて、自分達でも評価をするということだと思います。ここでは、(前提となる)監督部署の評価というところが抜けているように思います。

●委員長

「協働の担い手がそれぞれ自己評価」という部分の「協働の担い手」の中に監督部署も含めているのではないのでしょうか。つまり、官と民で協働、行政と市民で協働というときに「協働の担い手」という意味では行政も含むという解釈だと思います。それでは分かりにくいので、明記した方が良いということでしょうか。

●D委員

自己評価だけで良いのだろうかということです。

●C委員

前回、第三者評価を取り入れるべきという話がありましたが、そういうことですか。

●D委員

大事な市民の税金を使って行うわけですから、相互評価だけではなく、別に評価するところがあるべきだと思います。

●委員長

(〔表6〕の表現では)「協働の担い手が」ですから、事業と係わっていないところからの評価がないということですね。

●C委員

前回の会議で第三者評価を行うこと、公開を行うこと、監査を行うことなどの意見があったのですが、

そういったことがここに書いてあるかどうかということだと思います。D委員の意見としては、双方が自己評価して、それだけで良いのかということですね。

●委員長

協働の基本原則に掲げるもので、どこまで拘束するかということですね。

協働の主体同士の関係に限定するのであれば、今の表現に留めることもひとつの考え方だと思いますが、原則の中にはどこまで入れるべきでしょうか。基本的にこの原則は協働のプレイヤー（主体者）同士の関係性について説明している部分だと思うのですが、いかがでしょうか。

●D委員

補助金や助成金などを市が出して事業をするときに様々な評価をすると思いますが、その監査はどのようになっているのでしょうか。非常に大事なところなので、それを書いたほうが良いのではないかと思います、質問させていただきました。

●B委員

自己評価だけではなく、第三者評価が必要ではないかということで前回質問させていただいて、市の方としては監査事務局を第三者評価の部署として考えるというお話でした。事業を行うときには、PDCAサイクル（plan-do-check-act 計画-実行-評価-改善の作業手順）に則って、どういうところにどのような効果があったのかを検証しなくてはなりません。評価の部分ではそういったところも含めて入ってくるようになります。これは、評価基準、評価項目を決めるという作業の中で、細かく決めていけば良いと思います。

●委員長

協働するプレイヤー（主体者）が協働したことについての効果を検証するということですか。

●B委員

自己評価も出来ない事業というものは成り立たないので、（最低限の）考え方を持っておくということで、ここでは細かいところまでは入れなくて良いと思います。

●委員長

この原則は、もし現状で自己評価すらしていないのであれば、それはいけませんよ、というレベル（水準）の話で、更にそれにもうひとつ高いレベル（水準）の制限が必要なのではないかという意見がD委員の意見ですかね。この〔表6〕にどこまでの制限を入れるか、という話です。

●D委員

例えば老人会などでは、市から助成金をいただいています。それに対して、事業内容、予算執行の状況を報告します。報告するという事は、自己評価をしているわけですが、報告されたものを市役所のほうでもう一度評価されると思います。そのような評価がなければ、改善にはつながらないと思います。

明記するかどうかは別として、それはしなければいけないと思います。

●委員長

当事者同士の評価だけでは、確かに足りない部分や偏ってしまう部分があるかもしれません。

●A委員

機能しているかどうかは別として、評価するシステムとしては市議会があります。ですから、原則に第三者評価を入れる必要はないと思います。また、8ページの【自立化の原則】の最後の行にも「第三者の視点からも評価」とありますが、（評価するシステムは存在するので）ここの語尾は「必要です」と修正はせず、「望まれます」のままで良いと思います。

例えば補助金であれば、補助金を出す立場からすると、議会や監査で指摘されないように、補助要綱や申請書に記載されている内容が実行されているかということは確認します。

●B委員

言葉を入れるか入れないかによって、意識が変わってきますから、入れること自体は非常に重要だと思っています。

●委員長

例えば、この表現を〔表6〕の中に入れるのではなくて、【評価の原則】の中に入れるということも考えられますね。

●A委員

あまり第三者にこだわりすぎると、では第三者とは誰を指すのかということも非常に難しいところです。少し極端な言い方ですが、監査委員でもなく、議会でもなく、補助金を支給した者でもない第三者というのは、誰なのかということになります。

●委員長

しかもその第三者が正当な評価を下せるかという問題もありますね。おそらくここで言う第三者は、当事者ではない誰か、つまり協働の主体ではない誰かという話になると思います。先ほどのD委員の意見を取り入れると、【評価の原則】のところに第三者に関する記載を入れるかどうかというところでしょうか。入れるとすると、第2段落と第3段落の間のところという気はします。第三者的立場での評価を行う人が、協働の成果がきちんと出ているかということをチェックするという内容を入れるということではよろしいですか。

●E委員

「経費の効率化」という記載は必須ではないと思います。よく陥りやすいのは、協働の成果とは、結局は経費の削減にあるという考え方です。

●委員長

ここに入っているのは、基本原則には入っていませんが、忘れてはいけませんという意味で入っているのだと思います。評価の原則の中に入れ込むということが棄却性を持たせるということですか。

●E委員

評価するということは、経費が高かったら、それは効率が悪いという判断にもなりかねません。(全く必要が無いわけではありませんが) 全ての協働事業に対して「経費の効率化」という考え方を持ち込むのはいかがなものかと思います。

●C委員

(協働としての) 委託の場合、財政効率を重視したものは除くという話もありました。

●E委員

6ページではそういった話もあったのですが、8ページでは経費の効率化をしましょうというように書かれていたので、少し引っかかりました。

●副委員長

【評価の原則】の中に、「経費の効率化」を強調したいと協議会の皆様が思われるのであれば、これは入れた方が良いでしょうし、協働事業の全てに関して「経費の効率化」を考えるものではないので、あえて記載する必要はないという意見が多いのであれば、入れない方が良いでしょう。ここは皆様の考え次第だと思います。

●委員長

ここに入れるということはつまり、あらゆる協働事業について「経費の効率化」という評価の観点を加えるという受け取り方をされるということになります。

●E委員

事業が継続されていけば経費はどんどん下がっていくのか、と思うところもあります。

●副委員長

第三者の視点という点も含めて、評価の仕組みというものは今後検討する話です。これから評価の仕組みを考えていく中で当然「経費の効率化」という面も出てくると思います。ここでは、そのような評価の仕組みがまだ出来ていない段階で入れていくべきかどうかということです。

●C委員

これから協働を推進していったって、何年先になるかは分かりませんが、将来的に助成や補助に関しては少しずつ減らしていったって、自立していただきたいという話ですから、この段階で「経費の効率化」と書いてしまうことには問題があるかもしれませんね。

●D委員

8つの原則を読んでいったときに、経費のことは一切書いてありません。しかし、無駄に使うって良いということではなく、協働の精神の中には経済効率もあるということを示すために書いているものですから、やはりあった方が良くと思います。

●B委員

おそらく評価項目の検討の際には出てきますし、出てこないといけないと思います。

●委員長

【評価の原則】の中に入れるのではなく、別に記載するという方法もありますね。この位置に書かれていると、非常に強調されるので、別枠にするのはどうでしょうか。

●B委員

評価の中に「経費の効率化」に関する項目も入れてくださいという内容ですから、それほど違和感はないように思います。

●委員長

「経費の効率化」の捉え方次第だと思います。実際に事業を実施する中で無駄な使い方をしないようにするという意味での効率化と、予算そのものを削る経費削減という意味での効率化とがありますので、その捉え方次第で大きく変わってしまいます。

●C委員

この言葉が評価の原則で入ってきてしまうと、(事業を提案する側としては)そこまで見られてしまうのかという考えも出てくると思います。

●E委員

協働をしたいと思うNPO(市民活動団体)など、事業を提案する側としては、経費削減ではなく事業そのものを評価して欲しいと思っています。しかし、行政はどちらかというと削減をしたいのではないかと思います。

●委員長

行政の側は財政効率を見て経費削減したい、NPO(市民活動団体)の側は事業の無駄を省くということで考え方がずれてしまう可能性があるということですね。純粋に考えれば「経費の効率化」とは無駄な使い方をしなければ良いという話だと思います。

●F委員

これは計画段階の話ですよ。計画段階で予算立てをする際に、パートナーである市民団体と行政が話し合っ決めていくという形が協働だと思いますので、始めから経費を下げてくださいという入り口では

協働に入りづらくなると思います。また、協働することで行政が高い経費を用いて事業を行わなくて良いということで、既に効率化になっているという考え方もできます。行政が全て行えば人件費などで大きな経費がかかるところを、様々な団体やボランティアに移行していくことで経費を下げることが出来るという点で、協働をすればするほど経費が下げられるとも言えます。

協働を進めることが目的であって、協働は行政と市民とが協力してやっていくわけですから、行政で全てプラン（計画）を立てて行うものではないと思います。

●副委員長

評価の一番の原則は「幸せ」という言葉です。評価する第三者が誰かということ市民であり、市民の満足度が上がっていくことが評価の大原則であって、「経費の効率化」というのは結果そうならば良いというものです。「経費の効率化」が達成されても、市民の満足度が下がっているのは協働の意味はないと思います。事業を一緒に進めようという方が、協働に何を求めるかということ、夢ややりがいがいたと思います。

●E委員

（他市の例で）図書館が民間管理になって、市民の利便性が落ちたということもあります。

●副委員長

どのような事業が協働に馴染むのか、防府は防府なりの事業の選び方が出てくるとは思いますが、そういうこと（協働によって利便性が落ちてしまうこと）もありますね。

●A委員

「経費の効率化」という言葉の捉え方ですが、今まで100のお金で10の仕事が出来ていたところを、協働することで100のお金で11の仕事が出来れば、これは効率化ではないですか。ここには、経費の効率化とは書いてありますが、経費の削減とは書いてありません。

●委員長

より有効に使うということですね。

●A委員

「経費の効率化」をそのように解釈すればこの文章は悪くないと思います。

●C委員

広く市民団体の方などに見ていただくときに、経費の削減と捉えられないかが心配です。民間の感覚としては、一番身構えてしまう表現になるのではないかという気がします。

●F委員

一番民間で身に染みているところを書いてあるので、個人や団体として入っていかうとしたときに、出鼻をくじかれてしまいます。あまり成果が出ていないとなれば切り崩しも必要かもしれませんが、ま

だ入り口にも入っていない段階です話ではないと思います。

●A委員

（「経費の効率化」とは）簡単に言えば、費用対効果の話ですよ。

●委員長

費用対効果なら良いと思います。「経費の効率化」では経費という言葉が出てくるので、相手によっては削減などの捉え方になってしまうところがあると思います。

●副委員長

この意見書の中に「経費の効率化」という内容を入れるかどうかと、入れる場所については皆様どうお考えですか。「経費の効率化」が【評価の原則】の中に入って、しかも意見書の締め部分に来ています。ですから、少し強調される面があると思いますので、場所を変えるという方法もありえます。

●E委員

（今の表現のままでは）結局は経費かと思ってしまいます。

●A委員

しかし、極端な言い方になりますが、同じお金で同じ仕事をするのであれば、協働をする必要はありません。結局は費用対効果の話に行き着くのではないですか。

●委員長

量の話と質の話があるのではないですか。

●A委員

協働というものは、それ（費用対効果を高めるという考え方）が無かったらする必要はないのではないですか。

●D委員

私もそう思います。協働には、効率を良くして、たくさんの事業をするという意味があるわけです。

●委員長

ありがとうございます。結果的に良くないのは、「経費」という表現が出ているところだと思います。「経費の効率化」と聞くと、お金を削るという捉え方をされることもあるだろうということです。ここは、「事業の効率化」としてはどうでしょうか。事業を効率化することによって、より多くの事業を行うことが出来る、という考え方です。

●B委員

事務局の意見はどうでしょうか。「経費の効率化」とはそのような意味でよろしいですか。

●事務局

会議の中で出てきた言葉をそのまま掲載しましたのでそのような表現になっていますが、こちらの受け取り方としては、費用対効果が最大になるように、常に意識するというニュアンス（意味合い）で捉えています。

●委員長

「費用対効果」であれば【評価の原則】の中にそのまま入れても、それほど違和感はないかもしれませんが、しかし、続く文章に「協働の意義として経費の効率化に資する」とありますので、ここも少し気になります。協働は結局経費の効率化なのかと受け取られかねませんので、あくまでここは事業の効率化であること、費用対効果を十分に意識して事業に取り組むということの評価項目として検討すべきであるという内容にするということでしょうか。

●A委員

【評価の原則】の中に入れるわけですね。

●C委員

そのような言葉のニュアンス（意味合い）に変えた方が良いと思います。

●A委員

「原則として示されてはいませんが」とあると、総括のようですからね。

●委員長

そこに経費とあると少し表現が強いというか、限定されてしまう気がしますね。

では、この部分については経費の効率化ではなく、あくまで事業の効率化についてということで修正をお願いします。協働をすれば湯水のようにお金を使って良いということではなく、費用対効果を意識し、事業の効率化を行うということでまとめていただければと思います。

その他、何か意見はありませんか。

●D委員

協働事業を行いたい人がたくさん出てきたときに、協働事業者の優先順位のつけ方や選定の方法を決めていく必要はないですか。

●委員長

協働事業提案制度のようなかたちであれば、こういったテーマで協働したいということで募集したときに、応募して来られた団体の審査委員会などで順位はつけられると思います。

●D委員

その順位のつけ方のところですか。

●委員長

評価基準や審査基準のところですね。それはこの協議会の重要なテーマで、今後協議を行っていくところですか。

●B委員

今後のあり方として、評価基準や評価項目をどのように設定して、どのように優先順位を付けていくかということですね。

●委員長

非常に大事な論点になってきますので、そのときにはまたよろしくお願いします。

それでは、今日いただいた意見を基に意見書（案）を修正していただき、その後の扱いはどのようにしましょうか。

●事務局

今日いただいた修正等の意見を反映させ、委員長にお願いした「はじめに」の部分を入れて委員の皆様へ郵送し、ご確認をいただいたうえで意見書の提出という流れになります。意見書の提出については、全委員に出席いただければ一番良いのですが、日程等の都合で中々難しい面があるかと思えます。委員長、副委員長に代表してご提出いただくか、出席可能な委員の皆様に来れる限り来ていただくかになると思えますが、いかがでしょうか。

委員長、副委員長に代表して提出いただくことで合意。

●事務局

それでは、委員長、副委員長の日程と市の日程とを調整してご提出ということで段取りをさせていただきます。

次回の会議は平成27年度に入ってからということになります。平成27年度からは協働事業提案制度に関する検討に入っていくことになるかと思えますが、日程等については平成27年の4月以降、なるべく早い時期にお知らせしたいと考えています。

●委員長

今年度はこうして一同にお会いするのは最後ということですね。本当にどうもありがとうございました。来年度もよろしくお願いします。